

## 国立大学法人滋賀大学における公的研究費の不正使用に係る調査に関する要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人滋賀大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程（以下「規程」という。）第15条第2項の規定に基づき、公的研究費の不正使用に係る調査に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要項における用語は、規程において使用する用語の例による。

### (予備調査)

第3条 最高管理責任者は、規程第15条により、統括管理責任者に予備調査の実施を指示する。

2 統括管理責任者は、前項の指示を受けた場合、速やかに当該通報があった事案において公的研究費の不正使用が行われた可能性について予備調査を行い、その調査結果及び第8条の規定による調査（以下「本調査」という。）の必要性の有無を最高管理責任者に報告する。

3 予備調査は、当該通報において指摘があった公的研究費の不正使用に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行うものとする。

4 第1項の調査に際して、統括管理責任者は、証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。

5 第1項の調査に際して、統括管理責任者は、必要に応じて、関係部局の協力を要請することができる。

### (予備調査への協力)

第4条 統括管理責任者は、予備調査の実施に当たり、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

### (本調査の決定及び通知等)

第5条 最高管理責任者は、第3条第2項の予備調査の報告等に基づき、当該事案について、本調査を行うか否かを速やかに決定する。

2 最高管理責任者は、前項により本調査を行うことを決定したときは、その旨及び第9条第1項の調査委員会委員の氏名・所属を通報者及び被通報者に通知する。

3 最高管理責任者は、第1項により本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知する。

4 第1項の決定を行った最高管理責任者は、通報を受けた日から30日以内に本調査の要否を配分機関に報告する。

### (異議申立)

第6条 通報者又は被通報者は、前条第2項又は第3項の通知の内容に異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に最高管理責任者に対し、異議申立をすることができる。

2 最高管理責任者は、前項により異議申立があった場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、調査委員会委員を交代させ、又は統括管理責任者に再度の予備調査の実施を指示する。

3 最高管理責任者は、前項の審査の結果及び調査委員会委員に交代があったときは当該交代に係る調査委員会委員の氏名・所属を、通報者及び被通報者に通知する。

(公的研究費の使用停止措置)

第7条 統括管理責任者は、第5条第1項により本調査を行う決定があった場合において、必要と認めるときは、被通報者に対して当該事案に係る公的研究費の使用停止を命ずることができる。

(本調査)

第8条 最高管理責任者は、第5条第1項により本調査を行うことを決定したときは、不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(調査委員会)

第9条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 最高管理責任者が指名する理事 1名

(3) 被通報者が所属する部局の教員のうちから統括管理責任者が指名する者 若干名

(4) 被通報者が所属する部局以外の教員のうちから統括管理責任者が指名する者 若干名

(5) 本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等） 若干名

(6) 財務課長

(7) 学術国際課長

(8) その他統括管理責任者が必要と認めた者 若干名

2 前項の調査委員会委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから指名又は委嘱するものとする。

3 第1項第3号から第5号の委員は、学長が任命する。

4 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代行する。

7 調査委員会は、委員に過半数の出席により成立する。

8 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 最高管理責任者は、調査委員会委員の指名又は委嘱に当たり、規程第22条の定めるところにより本部調査委員会委員の氏名・所属を公表する旨通知するものとする。

(調査方針)

第10条 調査委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、方法等（以下「調査方針」という。）を定め、最高管理責任者に当該調査方針を報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告があったときは、当該調査方針について配分機関と協議を行い、その結果必要と認めるときは、調査委員会に調査方針の修正を指示する。

(調査方法等)

第11条 調査は、当該通報があった公的研究費の不正使用に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行う。

- 2 前項の調査に際して、調査委員会は、関係者に対して資料の提出を求めることができる。
- 3 第1項の調査に際して、調査委員会は被通報者に対し、陳述の機会を与えてその聴取を行うものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、必要かつ有益と認めるときは、被通報者に関連する他の公的研究費を調査の対象とすることができる。
- 5 第1項及び前項の調査に際して、調査委員会は、証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。
- 6 第1項及び第4項の調査に際して、統括管理責任者は、必要に応じて、関係部局の協力を要請することができる。

(調査への協力)

第12条 統括管理責任者は、調査の実施に当たり、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

(調査の結果報告)

第13条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ調査結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。なお、調査過程で一部でも公的研究費の不正使用が行われたことが確認された場合には、速やかに不正使用を認定し、最高管理責任者に中間報告を行うこととする。

- (1) 公的研究費の不正使用が行われたか否か
  - (2) 公的研究費の不正使用が行われたと認定したときは、その内容、金額、不正使用に関与した者とその関与の度合及び不正使用と認定された公的研究費に係る管理上の役割
  - (3) 公的研究費の不正使用が行われていないと認定したときは、併せて通報が悪意に基づくものであったか否か
  - (4) 不正使用に関与した者が他者の指示により公的研究費の不正使用を行ったと認定したときは、それを拒否できる立場にあったか否か
- 2 前項(中間報告を除く。)の規定により最高管理責任者に報告する場合にあっては、公的研究費の不正使用の発生要因、不正使用に関与した者に関連する他の公的研究費の管理体制の状況、再発防止策等を併せて報告するものとする。

(調査結果の通知)

第14条 最高管理責任者は、前条の規定により報告があった調査結果について、速やかに、通報者及び被通報者(被通報者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定され

た者を含む。以下同じ。)に通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前条の調査結果において、通報が悪意に基づくものであるとの認定があったときは、通報者が所属する部局の不正使用防止推進責任者に調査結果を通知する。ただし、通報者が他機関に所属する者である場合は、最高管理責任者が当該他機関の長に調査結果を通知する。
- 3 最高管理責任者は、前条の調査結果を配分機関に報告し、及び被通報者に他機関に所属する者が含まれている場合は、当該他機関の長に調査結果を通知するものとする。

(不服申立)

第15条 前条第1項の通知を受けた通報者(通報が悪意に基づくものであると認定された通報者(被通報者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、通報が悪意に基づくものであると認定された者を含む。)に限る。)又は被通報者(公的研究費の不正使用を行ったと認定された被通報者に限る。)は、当該通知を受けた日から30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立をすることができる。

- 2 前項の場合において、不服申立をする者は、前条第1項の通知を受けた日から30日の期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。
- 3 最高管理責任者は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を被通報者からの不服申立である場合には通報者に、通報者からの不服申立である場合には被通報者に通知する。
- 4 最高管理責任者は、前条第2項の通知を行っている場合において本条第1項の不服申立を受けたときは、通報者が所属する部局の不正使用防止推進責任者にその旨を通知するものとする。ただし、通報者又は被通報者が他機関に所属する者である場合は、最高管理責任者が当該他機関の長に通知する。
- 5 最高管理責任者は、第1項の不服申立を受けたときは、当該不服申立の内容を配分機関に報告する。

(不服申立の審査及び再調査)

第16条 最高管理責任者は、前条第1項の不服申立を受けたときは、当該事案に係る調査結果の検証を行った調査委員会に不服申立の審査を行わせる。ただし、不服申立の趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において、最高管理責任が必要と認めるときは、当該調査委員会委員を交代させ、又は新たな調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会は、前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、前項の報告を受けた後、速やかに再調査を行うか否かを決定し、通報者及び被通報者に審査結果を通知する。
- 4 最高管理責任者は、再調査を行うことを決定したときは、調査委員会における再調査を指示する。

- 5 通報者又は被通報者は、再調査において、第12条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求められた場合は、誠実にこれに協力するものとする。なお、通報者又は被通報者が必要な協力を行わないときは、再調査を行わず、又は打ち切ることがある。
- 6 調査委員会は、再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から概ね50日（通報が悪意に基づくものであると認定された通報者からの不服申立の場合にあっては30日）以内に、再調査の結果を最高管理責任者に報告する。
- 7 第14条各項の規定は、再調査における調査結果の通知の場合に準用する。この場合において「前条の調査結果」とあるのは「再調査の結果」と読み替えるものとする。

（配分機関等への報告）

- 第17条 第14条第3項に定める配分機関への報告について、最高管理責任者は、通報を受けた日から210日以内（以下この項において「報告期限」という。）に、公的研究費の不正使用に係る調査結果を配分機関に提出する。ただし、報告期限までに調査が完了しない場合は、調査の進捗状況報告を配分機関に提出するものとする。
- 2 最高管理責任者は、調査過程で一部でも不正使用が行われたことが認定された場合は、速やかに配分機関へ報告するものとする。
  - 3 最高管理責任者は、配分機関から当該配分機関が配分する公的研究費の不正使用に係る調査の経過について報告を求められたときは、当該調査の進捗状況報告を配分機関に提出するものとする。
  - 4 最高管理責任者は、第21条第1項の規定により調査を行う場合において、捜査機関により関係資料が押収されていることにより調査が遅延する場合は、必要に応じて配分機関等にその旨を報告するものとする。

（調査資料の提出等）

- 第18条 統括管理責任者は、配分機関から要求があるときは、当該配分機関が配分する公的研究費について、当該公的研究費の不正使用に係る調査に関する資料を提出し、又は閲覧させることがある。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

（調査結果の公表等）

- 第19条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に係る調査結果において、不正使用が行われていないとの認定があった場合は、原則として、調査結果等は公表しないものとする。ただし、調査が終了するまでの間に当該事案が外部に漏えいした場合は、調査結果等を公表する。この場合において公表する事項は、被通報者の氏名・所属（被通報者の氏名・所属が漏えいしている場合に限る。）、公的研究費の不正使用が行われていないこと、調査を行った者の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に係る調査結果において、通報が悪意に基づくものであるとの認定があった場合は、その旨を公表するものとする。
  - 3 最高管理責任者は、規程第20条又は前2項の場合において、第15条第1項の規定

による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。

- 4 最高管理責任者は、公表する内容に学生が含まれているときは、必要に応じて、適切な配慮を行わなければならない。
- 5 最高管理責任者は、第21条第1項の規定により調査を行う場合において、報道機関の報道による公的研究費の不正使用の指摘に基づき調査を行う場合は、必要に応じて調査の状況を公表するものとする。

(認定後の措置)

第20条 最高管理責任者は、調査において公的研究費の不正使用が行われていないと認定した場合は、通報に基づき講じた一切の措置を解除するとともに、当該事案において不正使用が行われていない旨を関係者に周知するなど、不正使用を行っていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査結果について、第15条第1項の不服申立があったときは、前項に規定する措置を留保するなど、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の措置を講じた場合において、最高管理責任者は、当該不服申立に関し、第16条第6項の報告を受け、又は同条第7項の規定により準用する第14条第1項の規定により再調査結果を了承したときは、前項で留保した措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。

(外部機関等からの指摘等に基づく調査)

第21条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に関し報道機関による報道若しくは外部機関による会計検査等による指摘又は捜査機関による捜査があった場合において、必要と認めるときは、調査委員会を設置し、統括管理責任者に調査を指示する。

- 2 前項に定めるもののほか、最高管理責任者が公的研究費の不正使用について、調査が必要と認める場合は、調査委員会を設置し、統括管理責任者に調査を指示する。
- 3 前2項における調査委員会による調査は、この要項の定めるところにより行うものとする。

(事務)

第22条 公的研究の不正使用に係る調査に関する事務は、関係部局の協力を得て、学術国際課において処理する。

(その他)

第23条 この要項に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る調査の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年3月17日から実施する。